

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	平成20年12月22日、定期検査中の2号機において、原子炉に水を送るための弁の開閉試験を実施したところ、午前10時頃、原子炉の水温が規定より低い状態で原子炉に水が送られ、原子炉の圧力が上がったことが確認されたことから、「運転上の制限」を満足していないと判断した。 なお、圧力上昇後、速やかに圧力を下げる操作を行い、原子炉の圧力が規定の圧力(大気圧)に下がったことから、「運転上の制限」の逸脱から復帰した。 原因について詳細に調査する。 本事象による外部への放射能の影響はない。	As	12月22日公表済 (PDF25KB)

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ドライウェル機器入口監視用ITVモニタの点検において、カメラに動作不良(カメラの電源が入らない)が認められたため、当該カメラを補修。	D	
2	1号機	残留熱除去機器冷却系補給水タンク給水調整弁入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
3	2号機	所内変圧器(2B)油冷却器配管フランジ部に油滲みが認められたため、当該滲み部を補修。	D	
4	2号機	循環水配管電気防食装置の点検において、電極棒用ケーブルの絶縁不良が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	主復水器細管洗浄装置(C)の貝・ボール分離装置ベント弁用電磁弁のリミットスイッチにおいて、動作後復帰しない事象が認められたため、当該リミットスイッチを交換。	D	
6	2号機	循環水配管電気防食装置の点検において、点検用マンホール蓋の取っ手に破損が認められたため、当該破損部を補修。	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系給気ファン(C)用電動機点検において、同電動機回転子バーに緩みが認められたため、対応検討。(運転に支障なし)	D	
8	2号機	高圧復水ポンプ(B)振動検出器点検において、ポンプ軸受ケース側検出器取付穴に摩耗が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ用電動機(B)の試運転において、同電動機運転電流を測定したところ、測定電流値が定格電流値を超過していることが認められたため、対応検討。	D	
10	2号機	計装用空気圧縮機(B)点検において、No1気筒のシリンダー取付用スタッドボルト1本に腐食が認められたため、対応検討。	D	
11	2号機	蒸気タービン性能検査(その2)スラスト軸受摩耗トリップ検査において、スラスト軸受摩耗模擬信号を入力したがタービントリップに至らなかったことが認められたため、対応検討。	C	
12	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)中央操作室出口流量記録計に指示値不良(指示がでない)が認められたため、当該流量記録計を点検。(現場流量計指示は良好)	D	
13	3,4号廃棄物処理設備	焼却設備廃油タンクの液位計において、指示不良が認められたため、当該液位計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353